

名古屋市告示第441号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 9月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

| 医療機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|--------------------|-------------|
| 坂倉医院 | 名古屋市西区那古野一丁目10番 8号 | 令和 7年 7月26日 |

2 歯科

| 医療機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------------|-------------|
| いわつか歯科クリニック | 名古屋市中村区岩塚本通 4丁目37番地 | 令和 7年 7月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課